

## 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部県政情報・文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

## 目 次

## 規 則

ページ

○教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
○事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(市町村課)	一
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則	(循環型社会推進課)	二
○麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則	(薬務課)	二
○大麻取締法施行細則の一部を改正する規則	(同)	二
○令和元年台風第十九号による災害に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則	(産業人材対策課)	三
○令和元年台風第十九号による災害に伴う農業高等学校の寄宿舎料等の特例に関する規則	(農業振興課)	五
訓 令 甲		
○単純労務職員の給与に関する規程	(人事課)	六
企 業 局		
○企業局処務規程の一部を改正する管理規程		一一
○工業用水供給規程の一部を改正する管理規程		一一
教育委員会		
○令和元年台風第十九号による災害に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則		一一
○教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令		一三

## 人事委員会

○人事委員会規則七十五(勤勉手当)の一部を改正する規則	一三
○人事委員会規則七十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の一部を改正する規則	一四
○人事委員会規則七十四(会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則)の一部を改正する規則	一五

## 規 則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和元年十二月二十四日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第八十三号

## 教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則の一部を改正する規則

教育委員会等への事務の委任及び補助執行に関する規則(昭和五十一年宮城県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第二条の表教育委員会の項第一号ハ中「附則第三項」の下に「、第五項及び第六項」を加え、同号二中「附則第四項」の下に「及び第七項」を加える。

第三条の表警察本部長の項第一号中「及び附則第五項」を「並びに附則第五項及び第六項」に、「同項」を「同条例附則第五項及び第六項」に改め、同表警察署長の項第一号中「附則第五項」の下に「及び第六項」を加え、「同項」を「同条例附則第五項及び第六項」に改める。

附則第三項の見出し中「東日本大震災」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」を加え、同項中「(いう)」の下に「又は令和元年台風第十九号による災害」を加える。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

## ○宮城県規則第八十四号

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正

する規則

事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年宮城県規則第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中六の項を削り、七の項を六の項とし、八の項から十三の項までを一項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和二年四月一日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十五号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（昭和五十三年宮城県規則第七号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項第五号中「後見登記等に関する法律（平成十一年法律第五百二十二号）第十条第一項に規定する登記事項証明書（以下「後見等登記事項証明書」という。）を「精神の機能の障害により、再生利用されることが確実である産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する書類」に改め、同項第八号から第十号までの規定中「後見等登記事項証明書」を「精神の機能の障害により、再生利用されることが確実である産業廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を適切に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないことを証する書類」に改める。

様式第一号第三面、様式第三号の二第三面、様式第八号第二面及び様式第十三号第二面中「ヤ」を「ニ」に改める。

様式第十四号第三面中「ヒ」を「ヌ」に改める。

様式第十五号裏面中「チ」を「ヒ」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十六号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和三十九年宮城県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「第4号」を「第3号」に改め、「日本工業規格」を削る。

様式第二号、様式第四号、様式第五号、様式第七号及び様式第八号中「日本工業規格」を削る。

様式第十号中「イ」を「ン」に改め、「日本工業規格」を削る。

様式第十一号、様式第十三号及び様式第十四号中「日本工業規格」を削る。

様式第十五号中「年 月 日届け出た」を「年 月 日付け届け出た」に改め、「日本工業規格」を削る。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の麻薬及び向精神薬取締法施行細則の規定によるものとみなす。

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十七号

大麻取締法施行細則の一部を改正する規則

大麻取締法施行細則（平成十二年宮城県規則第八十八号）の一部を次のように改正する。

様式第一号中「日本工業規格」を削り、「大麻取締法第5条第2項第1号に該当しないことを証する医師の診断書」や「精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかないかに関する医師の診断書」を「並びに成年被後見人及び被保佐人」を削る。

様式第二号中

研究の目的	別紙
履歴書	別紙

を

「研究の目的」

別 紙

に改め、「日本工業規格」や図を、

「イ 大麻取締法第5条第2項第1号に該当しないことを証する医師の診断書」

「ロ 大麻取締法第5条第2項第2号並びに成年被後見人及び被保佐人に該当しないことを誓約する書面

「ハ 大麻草を栽培する者において、栽培地の区域を明らかにした図面

「ニ 大麻草を栽培する施設の位置を明らかにした図面

「ホ 大麻草の保管場所の位置を明らかにした研究に従事する施設の平面図

「ヘ 大麻草が盗難にあり、又は紛失することを防ぐために講ずる措置を記載した書類

「イ 精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかにかんする医師の診断書

「ロ 履歴書

「ハ 大麻取締法第5条第2項第2号に該当しないことを誓約する書面

「ニ ホ 研究に従事する施設の位置を明らかにした図面

「ト 大麻草の保管場所の位置を明らかにした研究に従事する施設の平面図

「チ 大麻草が盗難にあり、又は紛失することを防ぐために講ずる措置を記載した書類

「イ 精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかにかんする医師の診断書

「ロ 履歴書

「ハ 大麻取締法第5条第2項第2号に該当しないことを誓約する書面

「ニ ホ 研究に従事する施設の位置を明らかにした図面

「ト 大麻草の保管場所の位置を明らかにした研究に従事する施設の平面図

「チ 大麻草が盗難にあり、又は紛失することを防ぐために講ずる措置を記載した書類

「イ 精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかにかんする医師の診断書

「ロ 履歴書

「ハ 大麻取締法第5条第2項第2号に該当しないことを誓約する書面

「ニ ホ 研究に従事する施設の位置を明らかにした図面

「ト 大麻草の保管場所の位置を明らかにした研究に従事する施設の平面図

「チ 大麻草が盗難にあり、又は紛失することを防ぐために講ずる措置を記載した書類

「イ 精神の機能の障害又は麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者であるかにかんする医師の診断書

「ロ 履歴書

「ハ 大麻取締法第5条第2項第2号に該当しないことを誓約する書面

「ニ ホ 研究に従事する施設の位置を明らかにした図面

「ト 大麻草の保管場所の位置を明らかにした研究に従事する施設の平面図

様式第三号から様式第八号までの規定中「日本工業規格」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の大麻取締法施行細則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、改正後の大麻取締法施行細則の規定によるものとみなす。

令和元年台風第十九号による災害に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十八号

令和元年台風第十九号による災害に伴う職業能力開発校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則

規 則

(趣旨)

第一条 この規則は、職業能力開発校条例（昭和四十九年宮城県条例第二号。以下「条例」という。）

附則第七項及び附則第八項の規定に基づき、学生又は職業能力開発校（職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第一号に掲げる職業能力開発校をいう。以下同じ。）に入学しようとする者（以下「学生等」という。）が令和元年台風第十九号による災害により被害を受けた場合（学生等の生計を維持する者が当該災害により被害を受けた場合を含む。）における職業能力開発校の入学者選抜手数料及び入学金（以下「入学者選抜手数料等」という。）の特例に關し必要な事項を定めるものとする。

（入学者選抜手数料等を免除することができる事由）

第一条 学生等が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、入学者選抜手数料等を免除することができる。

一 学生等又は学生等の生計を維持する者の居住する住居が、令和元年台風第十九号による災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた場合

二 学生等の生計を維持する者の死亡その他令和元年台風第十九号による災害に伴う特別の事由により生活に困窮をきたし、入学者選抜手数料等の納入が困難である場合

(免除の手続)

第三条 前条の規定により入学者選抜手数料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、入学者選抜手数料等免除申請書（別記様式）（以下「免除申請書」という。）に、次に掲げる書面を添えて、その旨を条例第八号第二項又は第三項に規定する徴収期限（以下「徴収期限」という。）までに、入学者選抜手数料の免除については受験する職業能力開発校の長（以下「校長」という。）に、入学金の免除については在籍する校長に申請しなければならない。

一 前条第一号に掲げる事由に該当する場合にあっては、その旨を市区町村長その他相当な機関が証する書面

二 前条第二号に掲げる事由に該当する場合にあっては、学生等の生計を維持する者の死亡診断書その他入学者選抜手数料等の納入が困難であることを証する書面

2 校長は、免除申請書を受理したときは、その内容を審査し、その承認の適否を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

（徴収期限の変更）

第四条 校長は、申請者が前条第一項各号に掲げる書面を徴収期限までに提出することが困難であると認めるときは、その徴収期限を変更することができる。

（免除の取消し等）

第五条 校長は、第三条第二項の規定により入学者選抜手数料等の免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免除の承認を取り消すことができる。

一 偽りその他不正な行為により免除の承認を受けた場合

二 免除の承認を受けた後、第二条各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことが判明した場合

2 前項の規定による取消しを行った場合には、校長は、その理由を示して文書により当該取消しを受けた者とその旨を通知しなければならない。

3 第一項の規定による取消しを受けた者からは、その取消しに係る入学者選抜手数料等を徴収するものとする。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、入学者選抜手数料等の特例に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和三年三月三十一日限り、その効力を失う。

別記様式 (第3条関係)

入学者選抜手数料等免除申請書

年 月 日

宮城県立 高等技術専門校長 殿

申請者 ( 科)

住 所

氏 名

(本人署名又は記名押印)

保護者 (保証人)

住 所

本人との関係

名 氏

(本人署名又は記名押印)

下記の理由により、入学者選抜手数料・入学金の免除を受けたいので、承認くださるよう申請します。

記

1 免除申請の理由

2 添付書類  
 全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨を証する書面、死亡診断書、その他 ( )

(注) 「入学者選抜手数料・入学金」は、該当しないものを抹消してください。

令和元年台風第十九号による災害に伴う農業高等学校の寄宿舎料等の特例に関する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第八十九号

令和元年台風第十九号による災害に伴う農業高等学校の寄宿舎料等の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、農業高等学校条例(昭和五十八年宮城県条例第十七号。以下「条例」という。)附則第六項及び附則第七項の規定に基づき、学生又は宮城県農業高等学校(以下「大学校」という。)に入校しようとする者(以下「学生等」という。)が令和元年台風第十九号による災害により被害を受けた場合(学生等の生計を維持する者が令和元年台風第十九号による災害により被害を受けた場合を含む。)における大学校の寄宿舎料、入学者選抜手数料及び入学金(以下「寄宿舎料等」という。)の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄宿舎料等を免除することができる事由)

第二条 学生等が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は、寄宿舎料等を免除することができる。

- 一 学生等(自己の生計を維持する者に限る。)又は学生等の生計を維持する者の居住する住居が、令和元年台風第十九号による災害により全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた場合
- 二 学生等の生計を維持する者の死亡その他令和元年台風第十九号による災害に伴う特別の事由により生活が困窮し、寄宿舎料等の納入が困難である場合

(免除の手続)

第三条 前条の規定により寄宿舎料等の免除を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、寄宿舎料等免除申請書(別記様式)(以下「免除申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて、その旨を条例第七条第三項、第四項又は第五項に規定する徴収期限(以下「徴収期限」という。)までに、大学校の長(以下「校長」という。)に申請しなければならない。

- 一 前条第一号に掲げる事由に該当する場合にあつては、その旨を市区町村長その他相当な機関が証する書類
- 二 前条第二号に掲げる事由に該当する場合にあつては、次に掲げる書類

- イ 学生等の生計を維持する者の死亡診断書その他前条第二号の特別の事由があることを証する書類

ロ 農業高等学校の授業料の免除等に関する規則(平成十八年宮城県規則第五十号)第四条第二項各号に掲げる書類

2 校長は、免除申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査し、知事の承認を得て、免除の適否を決定するとともに、その結果を当該申請者に通知しなければならない。

(徴収期限の変更)

第四条 校長は、申請者が前条第一項各号に掲げる書類を徴収期限までに提出することが困難であると認めるときは、その徴収期限を変更することができる。

(免除の取消し等)

第五条 校長は、第三条第二項の規定により寄宿舎料等の免除を受けている者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、その免除の決定を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正な行為により免除の決定を受けた場合
- 二 免除の決定を受けた後、第二条各号に掲げる事由のいずれにも該当しないことが判明した場合
- 2 前項の規定による取消しを行った場合には、校長は、その理由を示して文書により当該取消しを受けた者にその旨を通知しなければならない。
- 3 第一項の規定による取消しを受けた者からは、その取消しに係る寄宿舎料等を徴収するものとする。

(委任)

第六条 この規則に定めるもののほか、寄宿舎料等の特例に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(この規則の失効)

2 この規則は、令和三年三月三十一日限り、その効力を失う。



別記様式 (第3条関係)

### 訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十六号

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労務職員の給与に関する規程(昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

#### 寄宿舎料等免除申請書

年 月 日

宮城県農業大学校長 殿

申請者 ( 科 )

住 所 氏 名

(本人署名又は記名押印)

保護者 (保証人)

住 所 氏 名

本人との関係

氏 名

(本人署名又は記名押印)

下記の理由により、寄宿舎料・入学者選抜手数料・入学金の免除を受けたいので、申請します。

記

1 免除申請の理由

2 添付書類  
全壊、流失、半壊、床上浸水その他これらに準ずる損害を受けた旨を証する書面、死亡診断書、その他 ( )

(注) 1 「寄宿舎料・入学者選抜手数料・入学金」は、該当しないものを抹消してください。  
2 「( )」は、「( )」は、「( )」は、入学者選抜手数料の免除を受けようとする者は、記入しないでください。

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円
131,300	183,200	205,000	251,900	281,200
132,200	184,700	206,200	253,100	283,100
133,200	186,200	207,700	254,200	284,900
134,100	187,600	209,000	255,400	286,700
135,100	188,900	210,300	256,300	288,500
136,100	190,400	211,700	257,600	290,300
137,200	191,800	213,100	258,700	292,100
138,200	193,200	214,500	259,900	293,900
139,000	194,600	215,800	261,000	295,400
140,000	195,600	217,400	261,900	297,200
141,000	196,900	219,000	263,100	298,900
142,100	198,000	220,400	264,400	300,700
142,900	199,200	221,700	265,400	302,100
143,900	200,300	223,200	266,500	303,800
144,900	201,400	224,700	267,500	305,400
145,900	202,500	226,000	268,500	307,000
147,000	203,500	226,900	269,500	308,500
148,200	204,600	227,600	270,700	310,100
149,400	205,600	228,500	271,800	311,700
150,700	206,600	229,500	272,700	313,400
151,800	207,600	230,400	273,700	314,400
153,000	208,700	231,900	274,800	315,800
154,200	209,800	233,200	275,900	317,200
155,400	210,800	234,300	276,900	318,700
156,600	211,700	235,800	277,800	319,900
158,100	212,600	237,100	278,900	321,400
159,600	213,300	238,400	280,000	322,800
161,100	214,200	239,700	281,100	324,200
162,500	215,100	240,600	282,000	325,800
164,000	216,300	241,800	283,100	327,000
165,600	217,300	243,100	284,100	328,300
167,100	218,200	244,300	285,100	329,500
168,600	218,800	245,400	285,800	330,600
170,400	220,000	246,700	286,700	331,500
172,200	221,200	247,800	287,600	332,600
174,000	222,400	249,000	288,700	333,800
175,800	223,000	250,400	289,300	334,900
177,500	224,200	251,500	290,200	336,000
179,300	225,400	252,800	291,100	337,000
181,000	226,500	254,100	292,100	338,000
182,600	227,400	255,100	292,700	339,000
184,000	228,600	256,400	293,700	340,000
185,300	229,600	257,500	294,700	341,000
186,700	230,700	258,800	295,600	342,000

188,200	231,800	259,600	296,300	342,900
189,500	232,800	260,700	297,200	343,900
190,900	233,900	261,900	298,100	344,900
192,300	235,000	262,900	299,000	345,900
193,700	236,000	264,200	299,700	346,800
194,800	237,100	265,400	300,300	347,700
195,900	238,200	266,600	301,000	348,700
197,100	239,300	267,500	301,800	349,500
198,200	240,400	268,400	302,400	350,300
199,300	241,400	269,500	303,200	351,100
200,200	242,300	270,700	303,900	351,900
201,300	243,100	271,900	304,600	352,600
202,400	244,000	272,700	305,300	353,300
203,400	245,000	273,700	306,100	354,100
204,400	246,000	274,800	306,900	354,900
205,400	246,900	275,800	307,600	355,600
206,500	247,700	276,800	308,200	356,300
207,500	248,600	278,000	308,900	357,000
208,400	249,600	278,800	309,600	357,700
209,300	250,500	279,900	310,300	358,400
210,000	251,300	280,700	310,800	359,000
210,800	252,100	281,500	311,300	359,500
211,500	252,900	282,300	311,900	360,000
212,300	253,600	283,100	312,500	360,500
212,700	254,300	283,700	313,100	360,900
213,300	254,900	284,500	313,500	
213,600	255,300	285,300	314,000	
214,100	255,700	286,000	314,500	
214,300	255,900	286,800	314,800	
214,900	256,300	287,500	315,300	
215,400	256,800	288,300	315,800	
216,100	257,300	289,100	316,200	
216,300	257,600	289,700	316,400	
217,000	258,000	290,200	316,700	
217,500	258,500	290,700	317,000	
218,100	259,000	291,100	317,300	
218,800	259,300	291,600	317,600	
219,200	259,600	292,000	317,900	
219,800	259,900	292,500	318,200	
220,500	260,200	293,000	318,500	
221,200	260,400	293,400	318,700	
221,700	260,600	294,000	319,100	

を



1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円
132,700	184,300	205,900	252,500	281,300
133,600	185,800	207,100	253,700	283,200
134,600	187,300	208,600	254,800	284,900
135,500	188,700	209,900	255,900	286,700
136,500	189,800	211,200	256,800	288,500
137,500	191,300	212,600	258,000	290,300
138,600	192,700	214,000	259,100	292,100
139,600	194,100	215,400	260,300	293,900
140,400	195,500	216,700	261,400	295,400
141,400	196,500	218,300	262,200	297,200
142,400	197,800	219,900	263,400	298,900
143,500	198,900	221,300	264,700	300,700
144,300	200,100	222,600	265,700	302,100
145,300	201,200	224,100	266,700	303,800
146,300	202,300	225,600	267,600	305,400
147,300	203,400	226,900	268,500	307,000
148,400	204,300	227,800	269,500	308,500
149,700	205,400	228,500	270,700	310,100
150,900	206,400	229,400	271,800	311,700
152,200	207,400	230,400	272,700	313,400
153,300	208,400	231,200	273,700	314,400
154,500	209,500	232,700	274,800	315,800
155,700	210,600	234,000	275,900	317,200
156,900	211,600	235,100	276,900	318,700
158,000	212,500	236,600	277,800	319,900
159,500	213,400	237,900	278,900	321,400
161,000	214,100	239,200	280,000	322,800
162,500	215,000	240,500	281,100	324,200
163,900	215,900	241,200	282,000	325,800
165,200	217,100	242,400	283,100	327,000
166,800	218,100	243,700	284,100	328,300
168,300	219,000	244,800	285,100	329,500
169,700	219,600	245,900	285,800	330,600
171,500	220,800	247,100	286,700	331,500
173,300	222,000	248,200	287,600	332,600
175,100	223,200	249,400	288,700	333,800
176,800	223,700	251,000	289,300	334,900
178,500	224,800	251,800	290,200	336,000
180,300	226,000	253,100	291,100	337,000
182,000	227,000	254,400	292,100	338,000
183,400	227,800	255,400	292,700	339,000
184,800	229,000	256,600	293,700	340,000
186,100	230,000	257,500	294,700	341,000
187,500	231,100	258,800	295,600	342,000

189,000	232,200	259,600	296,300	342,900
190,300	233,100	260,700	297,200	343,900
191,700	234,200	261,900	298,100	344,900
193,100	235,300	262,900	299,000	345,900
194,500	236,300	264,200	299,700	346,800
195,600	237,300	265,400	300,300	347,700
196,700	238,300	266,600	301,000	348,700
197,900	239,300	267,500	301,800	349,500
199,000	240,400	268,400	302,400	350,300
200,100	241,400	269,500	303,200	351,100
201,000	242,300	270,700	303,900	351,900
202,100	243,100	271,900	304,600	352,600
203,200	244,000	272,700	305,300	353,300
204,200	245,000	273,700	306,100	354,100
205,200	246,000	274,800	306,900	354,900
206,200	246,900	275,800	307,600	355,600
207,300	247,700	276,800	308,200	356,300
208,300	248,600	278,000	308,900	357,000
209,200	249,600	278,800	309,600	357,700
210,100	250,500	279,900	310,300	358,400
210,800	251,300	280,700	310,800	359,000
211,600	252,100	281,500	311,300	359,500
212,300	252,900	282,300	311,900	360,000
213,100	253,600	283,100	312,500	360,500
213,500	254,300	283,700	313,100	360,900
214,100	254,900	284,500	313,500	
214,400	255,300	285,300	314,000	
214,800	255,700	286,000	314,500	
215,000	255,900	286,800	314,800	
215,400	256,300	287,500	315,300	
215,900	256,800	288,300	315,800	
216,500	257,300	289,100	316,200	
216,700	257,600	289,700	316,400	
217,400	258,000	290,200	316,700	
217,900	258,500	290,700	317,000	
218,400	259,000	291,100	317,300	
219,100	259,300	291,600	317,600	
219,400	259,600	292,000	317,900	
220,000	259,900	292,500	318,200	
220,700	260,200	293,000	318,500	
221,400	260,400	293,400	318,700	
221,800	260,600	294,000	319,100	

に改める。

別表第四中「

57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
60
60
60
61
61
62
62
63

」を

「

56
57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60
61

」に、「

46
47
48

」を

「

49
49
50
50
51
51
52

」を「

45
46
46
46
47
47
47
48
48
49
50
51

」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この訓令は、令和元年十二月二十四日から施行し、改正後の単純労働職員の給与に関する規程(以下「新規程」という。)の規定は、平成三十一年四月一日から適用する。

(経過措置)

2 平成三十一年四月一日からこの訓令の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、新規程の規定による号俸が改正前の単純労働職員の給与に関する規程(以下「旧規程」という。)の規定による号俸に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、新規程の規定にかかわらず、旧規程の規定による号俸とするものとする。

3 この訓令の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員(人事委員会規則七十三(初任給、昇格、昇給等の基準)の規定を準用して個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

(給与の内払)

4 新規程の規定を適用する場合においては、旧規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第十三号

企業局処務規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

企業局処務規程の一部を改正する管理規程

企業局処務規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第二号)の一部を次のように改正する。  
別表第一中南部下水道事務所長及び東部下水道事務所長の項第三号中「第十五条」を「第二十条」に改める。

附 則

この管理規程は、令和元年十二月二十四日から施行する。

○宮城県企業局管理規程第十四号

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

宮城県公営企業管理者 櫻 井 雅 之

工業用水供給規程の一部を改正する管理規程

工業用水供給規程(昭和四十九年宮城県企業局管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。  
第二十六条第一項中「の規定による料金、手数料及び延滞金」を「に規定する管理者が定める方法について」に、「まで」を「までに」に改め、「納入通知書」の下に「による納入」を加え、「により納入しなければならぬ」を「によるものとする」に改める。

附 則

この管理規程は、令和元年十二月二十四日から施行する。

教 育 委 員 会

令和元年台風第十九号による災害に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

宮 城 県 教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会規則第十一号

令和元年台風第十九号による災害に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の特例に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号。以下「条例」という。)附則第五項から第七項までの規定に基づき、令和元年台風第十九号による災害により被害を受けた者

に係る県立高等学校及び県立中学校（以下「県立学校」という。）の入学者選抜手数料、寄宿舎料及び入学金（以下「入学者選抜手数料等」という。）の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

（入学者選抜手数料等の免除）

第二条 県立学校の生徒若しくは県立学校を受験しようとする者（以下この条において「生徒等」という。）又は生徒等と生計を二にする者が、令和元年台風第十九号による災害により次の各号のいずれかに該当することとなった場合であつて、生活の基盤を確保できないため生活が困難となったときは、当該生徒等に係る入学者選抜手数料等を免除することができる。

- 一 住居の全壊又は半壊
- 二 住居の流失
- 三 世帯の収入の著しい減少

（免除の手續）

第三条 入学者選抜手数料等の免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、その保護者（親権を行う者又は後見人をいう。以下同じ。）と連署した申請書（別記様式）に前条各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて、入学者選抜手数料の免除にあつては受験する県立学校の長に、寄宿舎料及び入学金の免除にあつては在学する県立学校の長に、それぞれ条例第七条第三項、第四項及び第六項に規定する徴収期限（以下「徴収期限」という。）まで（既に納付した入学者選抜手数料の免除を申請する場合は、受験する県立学校の長が別に定める日まで）に提出しなければならない。

2 前項に規定する県立学校の長（以下「学校長」という。）は、前項の申請書を受理したときは、必要な事項を調査の上、免除の適否を決定するとともに、その結果を申請者に通知するものとする。

（徴収期限の変更）

第四条 学校長は、申請者が第二条各号のいずれかに該当することを証する書類を徴収期限までに提出することが困難であると認めるときは、その徴収期限を学校長が指定する日に変更することができる。

（免除の取消し）

第五条 学校長は、第三条第二項の規定により入学者選抜手数料等の免除を行った場合において、次の各号のいずれかに該当するとき、その免除の決定を取り消すことができる。

- 一 申請者が、偽りその他不正な行為により免除の決定を受けたとき。
- 二 免除の決定を行った後、第二条に規定する者が、同条各号のいずれにも該当しないことが判明したとき。

2 前項の規定による取消しを受けた者からは、その取消しに係る入学者選抜手数料等を徴収するも

のとする。

（委任）

第六条 この規則に定めるもののほか、入学者選抜手数料等の特例に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

入学者選拔手数料・寄宿舎料・入学金免除申請書

年 月 日

宮城県 学校長 殿

申請者（ 科 学年 組）

住所 氏名 (本人署名又は記名押印)

保護者 住所 氏名 (本人署名又は記名押印)

住所 氏名 (本人署名又は記名押印)

下記の理由により、入学者選拔手数料・寄宿舎料・入学金の免除を受けたいので承認くださるよう申請します。

記

1 免除申請の理由

2 添付書類  
罹災証明書、死亡診断書、その他（ ）

(注) 1 「入学者選拔手数料・寄宿舎料・入学金」は、該当しないものを抹消してください。  
2 「科 学年 組」は、入学者選拔手数料・入学金の免除を受けようとする者は、記入しないでください。

○宮城県教育委員会訓令甲第四号

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年十二月二十四日

宮城県教育委員会

教育長 伊 東 昭 代

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限に属する事務の委任に関する規程（平成七年宮城県教育委員会訓令甲第三号）の一部を次のように改正する。

別表二の項委任事項の欄に次の一号を加える。

六 令和元年台風第十九号による災害に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選拔手数料等の

特例に関する規則（令和元年宮城県教育委員会規則第十一号）の施行に関する次の事務

1 第三条第二項の規定による入学者選拔手数料等の免除の決定

2 第四条の規定による入学者選拔手数料等の徴収期限の変更

3 第五条第一項の規定による入学者選拔手数料等の免除の決定の取消し

別表三の項委任事項の欄を次のように改める。

- 一 東日本大震災に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選拔手数料等の特例に関する規則の施行に関する次の事務
  - 1 第三条第二項の規定による入学者選拔手数料の免除の決定
  - 2 第四条第二項の規定による入学者選拔手数料の徴収期限の変更
  - 3 令和元年台風第十九号による災害に伴う県立高等学校及び県立中学校の入学者選拔手数料の特例に関する規則の施行に関する次の事務
    - 1 第三条第二項の規定による入学者選拔手数料の免除の決定
    - 2 第四条の規定による入学者選拔手数料の徴収期限の変更
    - 3 第五条第一項の規定による入学者選拔手数料の免除の決定の取消し

附 則

この訓令は、令和元年十二月二十四日から施行する。

### 人事委員会

人事委員会規則七―十五（勤勉手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 千 葉 裕 一

○人事委員会規則七―十五―三十八





(施行期日等)

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則七―三十三（以下「改正後の規則」という。）の規定（別表第七の改正規定に限る。）は、平成三十一年四月一日から適用する。

（経過措置）

2 平成三十一年四月一日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号俸が改正前の規則七―三十三（以下「改正前の規則」という。）の規定による号俸に達しない職員、当該適用又は異動の日における号俸については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号俸とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和二年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号俸の調整以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員（個別に人事委員会の承認を得て号俸を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員、当該適用又は異動の日における号俸については、なお従前の例によることができる。

人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月二十四日

宮城県人事委員会

委員長 千葉 裕 一

○人事委員会規則七―百四十一―

人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を改正する規則

人事委員会は、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年宮城県条例第四十八号）に基づき、人事委員会規則七―百四十（会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則）の一部を次のように改正する。

別表第六ホの表中

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
50

51
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
61
62

62
62
63
63
を
37
38
38
39
39
40
40
40
41
42
43
44
45
45
46
46
47

47
48
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
60
60

60
61
61
62
62
を
に改め、別表第六トの表中
42
42
43
43
44
44
45
45
46
45
45
46

46
46
47
47
を
41
42
42
42
43
43
43
44
44
44
45
45
46
46
に改め

る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。